

＜No.1 市教委回答つづき＞

ただし、高等学校に派遣されている再任用教員につきましては、原則、大阪府立高等学校への派遣となることから、教員からの申告内容を大阪府に対しまして丁寧伝えてまいります。

咲くやこの花中学校における教員の人事異動につきましても、昨年と同様のご説明となりますが、大阪府からは、有為な人材を確保し、咲くやこの花中学校で実践している教育水準を維持するため、大阪市からの派遣が引き続き必要とのことであります。本市といたしましても、本来であれば大阪府において人材確保の計画を立て、派遣期間の見直しを行うべきところではあると考えますが、咲くやこの花中学校がこれまで実践してきた教育内容を継続していくためには、引き続き本市からの派遣が必要であると考えております。

なお、大阪府からは、今年度についても、人材確保策の一つとして、本市に対して府立富田林中学校も含めた大阪府立中学校との期限を付した人事交流について提案を受けるなど、今後の人材確保に向けた計画についても進めているところでございます。

【新たに開校する校園について】
 次年度、新たに開校する校園名を明らかにするよう求める。また、その校園への人事異動はどのようにするのか、教育委員会の見解を求める。

市内中心部における児童・生徒の急増に伴う課題への対応策として、今後も児童・生徒の増加が見込まれる中之島西部地域において、令和6年4月に中之島小中一貫校を新たに開校いたします。併せて、児童急増対策として、令和6年4月に堀江小学校分校を開校いたします。

また、生徒一人ひとりの選択肢の幅を広げ、自己実現の支援と、自他ともに認め合い、尊重し合い、ともに高め合う生徒の育成をめざして、令和6年4月に心和中学校を新たに開校いたします。

幼稚園では、貫江田幼稚園と玉造幼稚園が、令和6年4月よりモデル実施として、認定こども園へ移行します。

当該校園の人事異動につきましても、これまで同様、教職員人事異動方針に基づき、各校園長が自校園の教諭に対し、異動に関する意向等について、十分に聴取を行い、異動候補者を決定することになります。

また、先ほどの説明のとおり、中之島小中一貫校及び心和中学校、並びに認定こども園へ移行となる2園につきましては、人材を広く募集する目的から、教員公募を実施する予定としており、新設校園等における教育内容が円滑に実施されるよう、適切な人事配置を行ってまいりたいと考えております。

【定年引上げに伴う異動年限等について】
 定年引上げについてであるが、定年の引上げに伴い異動年限に変更が生じるのかどうか。また、定年前再任用短時間勤務者について、代替は配置されるのかどうか、教育委員会の見解を求める。

定年引上げに伴う異動年限の取扱いについては、昨年度（令和4年度末人事異動）に限り、「令和5年度末に定年退職が予定されていた者で、法改正により令和6年度末に定年退職となった者（S38.4.2～S39.4.1生まれの者）」についてのみ、「同一校勤務の上限の原則」の特例措置である「翌年度中に退職を予定している者」としたところです。よって、今年度については、定年引上げに伴う異動年限の変更はございません。

定年前再任用短時間勤務者の配置については、現行の再任用短時間勤務者と

市教組：代替講師等の未配置について教育委員会を厳しく指摘！

市教委：配置の遅れを解消できるよう講師の確保に努めてまいります。

同じく、小学校の場合であれば「初任者研修担当」に、中学校の場合であれば「初任者研修担当」もしくは「兼務充当」への配置となります。

組：まず、講師の未配置については、教育委員会の努力により一定の改善がみられるものの、抜本的な改善には至っていない。学校現場で講師が配置されないということは、教育活動に多大な影響が出ることであり、一人ひとりの子どもの教育権をも脅かすことにもつながる。教育委員会に対しては、講師不足の解消に向けて、抜本的な改革を行うよう強く求めておく。

次に、市立幼稚園における支援を要する園児に対する加配についてであるが、幼稚園現場では、支援を要する園児が年々増えており、幼稚園教員の疲労は、もはや限界に達している。教育委員会は、こども青少年局と連携し、早急にさらなる加配を配置するなどの抜本的改善を行うよう強く求めておく。

栄養教諭の配置についてであるが、教育委員会は、学校現場における食教育の重要性は認識しながら、我々が求める栄養教諭の全校配置には前向きな回答がない。栄養教諭を全校に配置し、すべての学校において食教育の更なる充実を図ることは、大阪市の子どもにとって何よりも大切なことである。市教組としては、栄養教諭の全校配置を求めつつ、当面は、給食調理民間委託校などに配置している事業担当主事（補）を栄養教諭に置き換えるよう強く要望しておく。

次に、栄養教諭に係る職の設置については、栄養教諭の代替が講師から学校栄養職員に身分変更されたことにより処遇が大きく後退している。我々としては、教諭職の代替は講師であると考えており、教育委員会に対しては、強く再考を求めておく。また、各校への食育指導の観点から、学校栄養職員の採用にあたっては、栄養教諭の免許を取得している者を採用するよう求めておく。

首席、指導教諭についてであるが、首席に比べて指導教諭の任用が少ない。指導教諭は、教科、領域をはじめあらゆる領域において、教員の資質や力量を高めるための重要な職であるとする。その意味では、指導教諭の更なる任用を求めておく。

組：次に、これまで行ってきた交渉内容についての確認をさせていただく。
 まず、最初に確認を行うが、今年度の人事異動について、人事異動ルールそのものの変更はないと理解してよいか。

市：ルールそのものについては、昨年度との変更はございません。

組：教員公募制度や希望転任制度について、重複して応募することはできるのか。
 市：教員公募制度、希望転任制度につきましては、重複での応募はできないこととしております。

組：教員公募制度や希望転任制度について、応募した教員の希望がかなわなかった場合の取り扱いはどうなるのか。

市：教員公募制度や希望転任制度による転任の可能性がなくなった場合についてですが、いわゆるⅠ項該当者・Ⅱ項該当者の方につきましては、提出された自己申告書等に基づき通常の転任を行うこととなります。Ⅲ項該当者の方につきましては、異動方針実施要領の「特別な事情」等を審査のうえ転任もしくは残留としてまいりたいと考えております。

組：「教員公募制」を実施した学校、そして、「教員希望転任制」で異動した教員については、次年度も連続して応募や希望ができるのか。

市：年度末人事異動において教員公募制度で転任（受け入れ）が成立した学校につきましては、中之島小中一貫校及び心和中学校を除き、次年度は応募できないこととなっております。↗

また、年度末人事異動において教員希望転任制度で異動した教員につきましては、Ⅲ項該当者となることから、次年度の応募はできないこととなります。

組：次年度、新たに開校する中之島小中一貫校と心和中学校、そして、認定こども園となる貫江田幼稚園と玉造幼稚園については、公募対象者として、第3項の該当者も含み、かつ、募集人数についても複数人の公募を可能とするとのことであるが、中之島小中一貫校と心和中学校については、すべての教科で公募を実施するというのか。

市：中之島小中一貫校と心和中学校における公募対象教科については、全教科を予定しております。

組：心和中学校の開校に向けた提案交渉時にも質したが、心和中学校の教職員定数はどのようになっているのか。

また、我々としては、管理職の複数配置、並びに養護教諭の複数配置を求めているが教育委員会の見解を求める。

市：心和中学校における教員配置や管理職の体制については、開校後の学校運営を円滑に行うために必要な人員の配置に向けて、関係部署と調整を進めているところです。

組：次に、暫定再任用教職員の採用選考等については、昨年度の暫定再任用教職員の採用選考に係る内容等から変更がないものと理解してよいか。

市：暫定再任用教職員の採用選考等につきましては、昨年度の暫定再任用教職員の採用選考に係る内容等から変更はございません。

組：暫定再任用を希望する教職員については、我々としては、希望者全員の雇用は当然のこととして、短時間勤務を希望する、すべての教職員が希望の勤務形態で働けることを強く求める。ついては、今年度の暫定再任用教職員の実態と次年度の暫定再任用者数の見込みについて示してもらいたい。

市：次年度の暫定再任用の見込みについてですが、フルタイムにつきましては、選考基準に基づいて希望者の配置を行ってまいりたいと考えております。

また、今年度の勤務時間別の暫定再任用教職員につきましては、先ほどお配りしました、別紙「令和5年度 暫定再任用教職員の状況」とおりでございます。小学校では、採用者数202名のうち102名が、中学校では235名のうち51名が短時間勤務となっており、昨年度同様の水準となっております。

現時点での次年度の暫定再任用者数の見込みにつきましては、今年度末は定年延長に伴い定年退職者がいないことから、今年度より減となる見込みでございます。短時間勤務者の枠には限りがありますが、希望者の個別事情に応じて、可能な限り配置できるように努めてまいりたいと考えております。

令和5年度 再任用教職員の状況						
小学校	希望者	辞退者	採用者数	フルタイム	31時間	23h15m
新規	35	1	34	26	5	3
継続	174	6	168	74	46	48
計	209	7	202	100	51	51

中学校	希望者	辞退者	採用者数	フルタイム	31時間	23h15m
新規	62	0	62	57	4	1
継続	178	5	173	127	37	9
計	240	5	235	184	41	10

養護教諭	希望者	辞退者	採用者数	フルタイム	19h30m
新規	4	0	4	3	1
継続	25	1	24	23	1
計	29	1	28	26	2

事務職員	希望者	辞退者	採用者数	フルタイム	23h15m	19h30m
新規	3	1	2	2	0	0
継続	14	1	13	12	0	1
計	17	2	15	14	0	1

栄養教諭	希望者	辞退者	採用者数	フルタイム	23h15m	19h30m
新規	5	0	5	5	0	0
継続	11	1	10	9	0	1
計	16	1	15	14	0	1

組：次に、人事異動にあたって、校園長は、教職員の意向を十分聴くということに変わりはないか。

市：異動候補者は校園長が決定することとしておりますので、ご本人の異動に関する意向につきましては、自己申告書に詳細に記入の上、校園長と十分お話いただきたく考えております。

組：同一校園勤務の上限となる教職員について、特別な事情のある場合は、残留も可能であると確認してよいか。

市：同一校園勤務の上限（第1項該当者は6年以内、第2項該当者は10年以内）を超えて異動の対象外とすることができる「特別な事情」に関しましては、産休・育休や「翌年度中に退職を予定している者」等としております。

なお、個別の事情につきましては、校園長より十分お話をお聴きしてまいりたいと考えております。

組：次に、人事異動に関する今後の日程はどのようになっているのか。

市：人事異動に関する今後の日程につきましては、11月29日（水）に人事異動関係資料を配信する予定です。校園長から教職員への配付は、11月30日頃の予定です。

なお、今年度より教育委員会での調書受付は、廃止の予定です。教育委員会への自己申告書等の調書提出につきましては、全校種・職種とも1月5日（金）までに校園長からのデータによる提出に変更となります。

校園長からのヒアリングの日程は、現在検討中ですが、1月11日（木）から25日（木）頃までを予定しております。

組：ただいまの教育委員会の説明によれば、教育委員会への調書提出期限は、1月5日を予定しているとのことである。これからすると、校園長への調書の提出が年内となり、異動や残留を考えている教職員にとって、考慮する期間が十分確保できない状況が考えられる。教育委員会は、人事異動にあたって教職員が十分考慮できる期間を設けるよう、校園長を指導することが必要であると考え、教育委員会の見解を求める。

市：教職員への人事異動関係資料の配付につきましては、各校園長会において、資料到着後、速やかに教職員へ配付いただき、教職員の検討期間を十分に確保いただくよう依頼しております。

また、11月29日に発出予定の人事異動関係資料の中でも周知徹底してまいりたいと考えております。

組：内示日はいつになる予定か。

市：確定次第、ご連絡いたします。

組：本日の回答交渉において、教育委員会より回答のあった件については、基本的には了とするが、いまだ合意に達していない課題については、引き続き、交渉・協議を行うことを求めている。

市：ただいま、ご指摘いただいた点について、勤務労働条件に影響があると想定される事項につきましては、今後も引き続き、誠意をもって市教組の皆様方と十分に協議を行ってまいりたいと考えております。

組：ただいま、書記長からの指摘にもあったが、病休や産休・育休、その他の代替講師が配置されていない状況が、ここ数年続いている。児童・生徒の教育権を保障するためにも講師の確保に向けて抜本的な改善策を検討するよう求めている。

次に、栄養教諭の代替であるが、我々の強い要求により、2017年度の政令市への権限移譲後、栄養教諭の代替は講師とした。これは、食教育を充実させるためには、栄養教諭の免許所持者である講師が適任であるという判断をしたからである。学校現場において、食教育の更なる充実を図ることは、教育委員会も我々と同じ思いであるとする。そうであるならば、栄養教諭の全校配置や栄養教諭の代替を講師にすることを、前向きに検討すべきであるとする。そのうえで、まずは、栄養教諭免許を取得している学校栄養職員を採用するよう強く求めている。

次に、市立幼稚園については、十分な教員配置がなされておらず、教員は、劣悪な労働環境の中で必死に保育を続けているのが現状である。支援を要する園児への加配も含めたこれまでの対応については、一定評価するものの、まだまだ納得のいくものにはなっていない。教育委員会は、こども青少年局と連携し、教員が余裕をもって園児にかかわることができるよう、引き続き、加配も含めた対策を行うよう強く求めている。

次に、「教員希望転任制」や「教員公募制」については、我々としては、一部の学校に優秀な人材が集まるなど、人事異動の公平性に問題があるとする。教員の希望については、「自己申告書」の理由欄に詳細に書くことで解決できることであり、教育委員会に対しては、制度の廃止も含め検討するよう求めている。

次に、人事異動は、個々の教職員の力量を発揮し、モチベーションの向上につながるものでなくてはならない。そのためには、本人の希望や育児・介護等の状況などが尊重されなければならない。しかしながら、毎年、人事異動の実施にあたって、校園長による教職員の意向の聴き取りが十分でないことにより、不本意な人事異動となっているケースが見受けられる。校園長に対して教職員からの聴き取りを十分行うよう指導することを強く求めている。

最後に人事異動は、これまで大阪が培ってきた教育、とりわけ人権教育をはじめとして課題のある学校の取り組みを維持させることはもちろんのこと、更に、向上・発展させることを目的として実施されなければならない。そのためには、教職員の意欲や資質の向上をはかるための人事異動となることを強く求めている。

以上の点について、教育委員会のコメントを求める。

市：委員長ご指摘の事項でございますが、まず、講師配置につきましては、先ほど担当が回答いたしましたとおり「教育委員会が主体的に進めるべき事項であるとともに、重要な責務」と認識いたしておりますが、特に小学校現場で遅れが生じており、皆様方にご迷惑をおかけしていることにつきまして、大変申し訳なく思っております。 ↗

今後も講師相談会の時間外・休日開催など従来の取組みの継続に加え、教員採用選考テストの大阪市立学校園現職講師特例の実施や、オンライン登録・面接の実施など、様々な方法を駆使し、配置の遅れを解消できるように、講師の確保に努めてまいります。

栄養教諭の代替につきましては、学校教育法等の関係法令を鑑み、新たに学校栄養職員の職を設置したところですが、食育推進の観点から、栄養教諭の重要性については十分認識しており、食育の取り組みが後退することのないよう教育委員会といたしましても、責任をもってすすめてまいります。また、栄養教諭の代替につきましては、国の制度改正等の動向にも注視してまいります。

幼稚園につきまして、先ほど担当からも回答しましたように、支援を要する園児の在籍率が増加しており、幼稚園教員の皆様に負担がかかっている状況は、我々としましても、十分に認識しております。今後とも、限られた財源の下ではございますが、予算主管であるこども青少年局と連携し、実態に応じた配置に向け、必要な予算の確保に努力してまいります。

今年度末人事異動につきましては、円滑な人事異動事務の進行のため、資料配信を11月29日、調書提出期限を1月5日と、若干ではございますが、資料配信日を昨年度より早める予定としております。

学校園現場には、年末の繁忙な時期にご負担をおかけいたしますが、教育委員会としましては、人事異動にあたって教職員が十分考慮できる期間を設けられるよう、人事異動関係資料等により校園長にしっかりと周知してまいりますので、ご理解のほど何卒よろしくお願いたします。

教職員の人事異動につきましては、今年度も、昨年度と同じ方針で実施する予定でございまして、人事異動は教職員の意欲・資質の向上の契機を図るものであることは、これまでと何ら変わりはありません。

教職員が自らの経験を活かし、情熱や意欲・能力を一層発揮できるようにするとともに、大量退職・大量採用の時代を経て、本市学校園教育の継承を図っていく必要がございます。そのために、新規採用から同一校園に勤務する方については、学力や生徒指導などに課題を有する学校など地域や条件の異なる学校への配置を積極的に行うとともに、新規採用者や経験のある教職員のバランスある配置に努めてまいりたいと考えております。

今後の人事異動の実施にあたりましては、「異動候補者を校園長が決定する」ということについて、教職員の思いは校園長とよく話し合っていたいただきたいと思っておりますし、同時に、校園長はそれをしっかりと受け止めるということが必要であり、校園長にはご本人の状況、思い、願いをしっかりと聴き取るように、人事異動に関する説明資料等により、しっかりと周知してまいりたいと考えております。

また、いまだ合意に達していない課題につきましても、この間の交渉内容を十分に踏まえ、引き続き、丁寧に行ってまいりたいと考えておりますので、大阪市教職員組合の皆様方におかれましては、格段のご理解とご協力をお願いいたします。

組：それでは、教務部長のコメントを踏まえ、本交渉を一時中断する。

